

令和7年度

大分県

外国人労働者等就業環境等 整備促進補助金のご案内



県内の事業者が行う外国人労働者等の就業環境等の改善や、コミュニケーション促進等の取り組みに対し、経費の一部を助成することで、外国人労働者が安心して働けるようになり、大分県を外国人労働者に選ばれる地域にすることを目的としています。

補助対象者

県内企業等	①中小企業基本法に規定する中小企業者、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人若しくは社会福祉法人又は特定非営利活動法人 ②外国人労働者(技能実習生・特定技能外国人・インターンシップ生)を 1人以上受入れていること、又は実績報告書提出までに新たな雇用する具体的な計画があること、就業場所が大分県内であること ③外国人労働者等の定着に積極的に取り組むことを確約し、かつ各種労働保険、社会保険等に参加させている者であること ※社会保険の任意適用事業所と加入することができないインターンシップ生を除く
監理団体	大分県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所でやっていること

募集期間

令和7年4月1日(火)～10月31日(金)

予算終了まで

※交付決定前の着工・契約・購入・支払・着手等は対象外です。

補助上限・補助率・補助対象経費

①県内企業等

コース区分	通常コース	賃金引上げコース
補助上限	50万円	100万円
補助率	1/2以内	2/3以内
対象経費	就業・居住環境整備及びコミュニケーション促進等のための経費	

②監理団体

補助上限	20万円
補助率	1/2以内
対象経費	コミュニケーション促進等のための経費

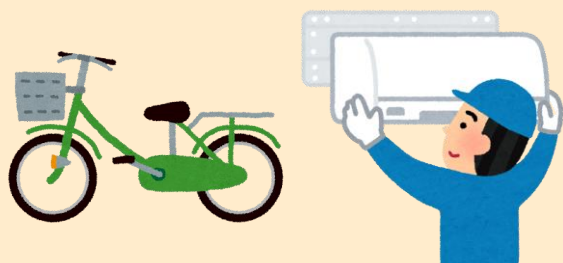
応募方法

申請書類及び添付書類を裏面住所へ郵送等により提出(裏面参照)

事業の活用例

- 外国人材の就業環境・居住環境等の整備を支援することが目的
- 外国人材特有の問題ではなく、日本人従業員にも発生する可能性がある問題点は原則補助対象外

就労・居住環境整備



- ・和式トイレから洋式トイレへの改修工事
- ・個室に設置するエアコンの購入費用
- ・共有スペースに設置する冷蔵庫、洗濯機
- ・自転車の購入費用

※いずれも中古品は対象外

コミュニケーション促進

- ・多言語による表示板・マニュアル作成費用
- ・日本語教材、技術習得に資する教材の購入費用
- ・日本語教育、技能習得のためのオンライン講習費用
- ・オンライン講習に使用するためのモニター購入費用
- ・翻訳機械の購入費用



申請先・お問合せ先

本補助金ホームページをご覧ください(詳しい資料や申請様式等はこのホームページにあります)。

大分県中小企業団体中央会

ホーム トピックス 大分県中央会のご案内 ものづくり補助金 お問合せ

外国人雇用関係補助金



大分県中小企業団体中央会
ホームページのこちらを
クリック



大分県中小企業団体中央会 外国人労働者等就業環境等整備補助金窓口
〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階
TEL: 097-536-6331 受付時間: 9:00~17:00(土日祝・年末年始を除く)
mail: gaikokujin01@chuokai-oita.or.jp